

平成27年知内町議会第2回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成27年4月16日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年4月16日(木) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成27年4月16日(木) 午前10時31分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 5番 敦澤良子

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
地域創生推進室長	島津泰博
生活福祉課長	松崎輝幸
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
建設水道課主任技師	佐藤和人
教育長	田中健一
教育次長	福井誠一郎
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
給食センター長	(福井誠一郎)
出納室長	松本泰行
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成 27 年知内町議会第 2 回臨時会議事日程

(第 1 号)

平成 27 年 4 月 16 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3 番、松井盛泰君 5 番、敦澤良子君
第 2		会期の決定について
第 3	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)
第 4	議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度知内町一般会計補正予算 (第 1 号) について)
第 5	議案第 3 号	知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 4 号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 7	議案第 5 号	平成 27 年度知内町一般会計補正予算 (第 2 号) について
第 8	議案第 6 号	平成 27 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
第 9	議案第 7 号	平成 27 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
第 10	議案第 8 号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第 11	議案第 9 号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。新年度も始まり何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、欠席の通告はありません。只今の出席議員数は、10 人です。

定足数に達していますので、平成 27 年知内町議会第 2 回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、3 番、松井盛泰君及び 5 番、敦澤良子君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から本臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

おはようございます。平成27年第2回知内町議会臨時会に議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本臨時会に上程しております議案は、お手元に配付のとおり、9件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。知内町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が、二輪車等に係る軽自動車税の税率引上げを1年間延長する措置が本年4月1日から施行されることに伴い、専決処分をしたものであります。

議案第2号についても、同じく専決処分の承認を求めることについてであります。平成27年度知内町一般会計補正予算(第1号)でありますけれども、3月9日から10日にかけての豪雨により、町道湯の里チリチリ橋ほか町道河川計5箇所の土木施設に被害があり、公共土木施設災害認定を受けるため、被災箇所の調査委託等を実施するための必要経費の補正予算を専決したものであります。

議案第3号は、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、地方創生人材支援制度、いわゆる指定マネージャー派遣制度で、この度、農林水産省からの派遣職員を受けたことに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、本年第1回定例会で介護保険条例の改正を致しましたが、この度、国から第1号被保険者保険料の低所得者軽減率が示されたことから、軽減関係分の条例を改正するものであります。

議案第5号は、平成27年の知内町一般会計補正予算についてであります。歳入歳出それぞれ1,607万6千円を追加し、補正後の予算額を39億4,329万6千円とするものであります。補正の主な内容は、地方創生人材支援制度による国からの派遣職員の人件費の補正、自治総合センターコミュニティー助成等であります。

議案第6号は、平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。補正額はありますが、議案第4号に関連して、第1号被保険者の低所得者が軽減されることから、保険料を軽減し、財源調整をするものであります。

議案第7号は、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出それぞれ920万円を追加し、補正後の予算額を1億6,236万2千円とするものであります。補正の内容は、クリーンセンター電気設備更新工事費を2か年で実施することとし、そのうち平成27年度分工事費が確定したことに伴

い、所要額を補正するものであります。

議案第8号は、知内町税条例の一部を改正する条例についてと議案第9号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、いずれも地方税等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等の改正に伴い、知内町税条例、知内町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。議案の内容については、これから担当課長の方からご説明を申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、議案第1号、『専決処分の承認を求めることについて(知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページです。専決処分書。

知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

第1条、知内町税条例等の一部を改正する条例。平成26年条例第9号の一部を次のように改正する。

内容につきましては、資料で行いますので、見だしナンバー1、総務企画課資料1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成27年3月31日交付の地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び所得税法等の一部を改正する法律に伴う改正であります。

内容につきましては、昨年4月の町税条例等の一部を改正する条例で、平成27年の4月1日から二輪車等にかかる軽自動車税の税率を引き上げることとしたところでありますが、今回の法律改正に伴い、1年間延期するための改正であります。

なお、施行期日は、平成27年3月31日であります。また、2ページ、3ページ目には、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照をいただきたいと思います。以上で説明を終わりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

● 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度知内町一般会計補正予算(第1号)について)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、議案第2号、『専決処分の承認を求めることについて(平成27年度知内町一般会計補正予算(第1号)について)』議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。

平成27年度知内町一般会計補正予算(第1号)。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページです。専決処分書。平成27年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会の招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

平成27年度知内町一般会計補正予算(第1号)について。

平成27年度知内町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,722万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明を致しますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に300万円を追加し、304万5千円とするものであります。内容は、平成27年3月9日から10日にかけての豪雨により被災を受けた公共土木施設の災害申請に伴い、調査委託料として13節委託料に合わせて300万円を追加するものであります。

なお、被災箇所等につきましては、見だしナンバー3の建設水道課説明資料1ペー

ジをご参照いただきたいと思います。

次に歳入を説明しますので、3ページをお開きいただきたいと思います。9款1項1目地方交付税に300万円を追加し、19億1,349万5千円とするものであります。内容は、今回の歳出補正に伴う財源として追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

これについてちょっとお伺いしたいんですけれども、このときの雨の雨量的なものはどのくらい降ったかということをも、わかるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

それから、今回の建設課の資料を見ますと、河川の方がほとんどですけれども、このほかにまだそういう心配するような河川があるのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

土木技師。

◎ 主任技師（佐藤和人）

ご説明致します。まず、雨量であります。今回の災害に対しましては、3月9日から3月10日までの豪雨でありまして、当町のアメダス観測点におきますと、まずは、流域が千軒になっておりますので、福島町千軒のアメダス観測点におきますと、9日19時から11日18時までの間で120.5mm雨量が観測されております。また、上雷地区におきましてのアメダス観測点におきましては、同じ時間帯で98.5mmの雨が降ります。そして、今回の災害箇所におきましては、町道、橋梁もありますが、すべて川を抱えている箇所でありまして、河川の水による被災であります。また、河川、道路におきましても、当課におきましては、月に1度ほどパトロールを行っております。そのほか、臨時的豪雨があった場合について、パトロールを実施しておりますが、現在のところ、これ以上の箇所で被災が受けるような箇所は私どもの方では確認されておられません。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

● 議案第3号 知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第3号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第3号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

知内町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

その他の給与、第25条職員以外の地方公務員、国家公務員、または、町長がこれらに準ずると認める者であった者から引き続き知内町職員として給料表の適用を受けることとなった場合において、町長が特に必要と認めるときは、この条例に規定する手当のほか、国家公務員等の例に準ずる手当等を支給することができる。

附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

なお、改正の趣旨につきましては、資料で行いたいと思いますので、総務企画課資料4ページをお開きいただきたいと思います。

今回、当町では、国の地方創生人材支援制度によりまして、農林水産省より職員1名を派遣していただくことになりました。制度の趣旨につきましては、そこに記載してございますが、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援するというものであります。派遣期間は、3番目の（3）に記載してございますが、原則2年となっております。

それで、次に6ページをお開きいただきたいと思います。資料の6ページです。この派遣に伴いまして、知内町処務規則の一部を改正し、新たに地域創生推進室を設置したところであります。今回の給与条例の一部改正は、派遣を受けるための所要の改正でありますので、よろしくお願いを致したいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

今回、規則改正の中で、地域創生推進室に室長を置くということで、今回入ったんだろうと思いますけれども、まず、議長にお伺いします。この場で紹介いただければありがたいなと思います。

そして、更にその事務等、これからその役割というのはどういうことに趣をおいて

進めるのか、お尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

まず、紹介については、あとで全員協議会の中で行いたいと思います。

それでは、総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。事務の内容でございますが、総務企画課資料の6ページをちょっとお開きいただきたいと思います。総務企画課資料の6ページです。そこに改正後のところに記載してございますが、地域創生推進室、第3条の2と致しまして、まち・ひと・しごと創生に係る地方版総合戦略を策定し、実行するために地域創生推進室を設置する。2と致しまして、地域創生推進室に室長を置く。また、3と致しまして、地域創生推進室に地域創生推進係を置き、その事務分掌は次のとおりということで、（1）と致しまして、まち・ひと・しごと創生にかかる地方版総合戦略の策定及び実施の推進であります。また、2と致しまして、その他町長が特に必要と認める事項ということでございます。ということでご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

（1）でまち・ひと・しごと創生にかかる地方版総合戦略の策定ということで、これは今年1年度を目途にして策定し、または、それを基にして、いつ実行に移すのか、その辺詳しくお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。平成27年度で策定をし、28年度から実施をしていく予定でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今、課長の説明でありますと、これ町長の方にお伺いしたいと思うんですけども、これについてですね、これからの28年度からの第6次の総合計画も実施されると思うんですけども、その辺についての兼ね合いというのはどのような形で考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今のご質問でありますけれども、基本的には、今、1番議員さんからもご質問ありましたけれども、27年度中に5か年の戦略を策定しなければならないという、これは国からの今、指導であります。ですから、各自治体、それに向けて準備を進めているんだろうというふうに思っています。ただ、その5か年の戦略というか、計画を作ったとしても、国からの今、財政支援がどんな形で受けられるかというのが全く不透明であります。ですから、うちら首長方が声を出しているのは、計画だけを作らせて国が要するに全く財政支援をしないということだけにはならないようにということで、その戦略にあった要するに頑張る自治体に対して国が責任を持って地方創生交付

金等ですね、交付をいただけるようにということで今、全道の町村会も含めて要請をしているところであります。それで、今、7番議員さんのご質問でありましたけれども、うちが今、最終年を迎えるまちづくり総合計画との関係でありますけれども、基本的には、まず、その戦略5か年を要するに作ります。そして、当然それはまちづくりの今の計画とリンクするものも当然ありますので、総合的に連携を取りながらと言いますか、総体を含めた中で、今、まちづくりを作成していくということでご理解をしていただければと思います。ですから、戦略は戦略、まちづくりはまちづくりということではなくて、全体を通して知内町の将来どうあるべきかということの考え方で計画を作らせてもらえればというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今の町長の説明を聞きましたらですね、そういうものを補助なり助成なりというものを意識している部分があると思うんですけども、それについて、何か今の説明でありますと、やっぱりうちの町の実態とか、実力とかそういうものをですね、そういうふうな形の方にもらうための戦略でやっている部分が大きくて、我々の実力というか、我々の実態というものが、それについて付いていけない部分もあるのではないかなと思うので、その辺についても町は本当にきちんとそういうものをカバーしてやれるのか、ちょっとその辺、疑問があるのですが、どうですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

どういうふうに答弁すればいいのか、ちょっと迷いますけれども、基本的には、町の特色を生かした戦略になろうというふうに思っています。ですから、一律に町が肩を並べて作るという話ではなくて、知内町は知内町独自のまちづくりを将来を見据えた中で、ただ、先般もちょっと説明をさせていただきましたけれども、少子化対策、その大きな項目があります。それに添った計画にならなければならないということでもあります。ただ、その戦略だけの大筋3項目の要するに対策をというか、計画を作るんですけども、それだけだったらうちが今、抱えているまちづくり総合計画には、それ以外の部分もありますので、ですから、それとの連携をというか、調整を図りながら作っていくということになろうかというふうに思います。ただ、先ほどちょっと申し上げた国が地方創生ということで、頑張る自治体を応援するというふうに石破大臣が言っていますけれども、その財源措置というのは、全く今、見えてきていないということでちょっと言わせていただいたことでもありますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第4号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

議案第4号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の一部改正については、消費税10%の引上げが延期されたことに伴い、平成27年4月から1号保険の軽減は、第一段階、低所得者のみ行うこととなり、保険料の基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減するものです。なお、これに伴う財源は、国が2分の1、道4分の1、町が4分の1の負担割合となります。

次のページをお開きください。知内町介護保険条例の一部を改正する条例。

知内町介護保険条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則、施行期日です。第1条は、この条例は、交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年度から平成28年度までにおける保険料の特例。第2条です。介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条第1項第1号に掲げる者の平成27年度から平成28年度までの各年度の保険料は、第4条第1項の規定にかかわらず、2万8,600円とする。

なお、説明資料見だし2の生活福祉課6ページから7ページに参考資料と介護保険条例新旧対照表があります。ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

すみませんけれども、公費負担割合ということで、市町村が4分の1ということでもありますけれども、平成29年の所要見込額で1,400億円ということでもありますけれども、市町村の増える分というのは、実質どのくらいの金額になるんですか。4分の1で。

◎ 議長(伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

ご説明致します。実際、今回の4分の1の部分ですけれども、次の介護保険のです

ね、特別予算の方に出てきますけれども、町の負担がですね、113万8千円の追加になりますけれども、その4分の1ということでご理解願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成27年度知内町一般会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第5号、『平成27年度知内町一般会計補正予算（第2号）について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第5号、平成27年度知内町一般会計補正予算（第2号）について。

平成27年度知内町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,607万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,329万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

恒例によりまして、歳出より説明致しますので、7ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に1,169万8千円を追加し、1億8,912万5千円とするものであります。内容は地方創生人材支援に伴う派遣職員の人件費として2節給料から9節旅費まで、それぞれ必要額を追加するものであります。

次のページです。12目自治振興費に250万円を追加し、3,122万9千円とするものであります。内容は19節負担金補助及び交付金で、交付決定を受けたことから自治総合センターコミュニティ助成として、前浜町内会分250万円を追加するものであります。

次に3款民生費、1項社会福祉費、5目介護保険費に113万8千円を追加し、1億88万2千円とするものであります。内容は28節繰出金、介護保険特別会計繰出金で介護保険低所得者保険料軽減負担分として追加するものであります。詳細につきましては、見だしナンバー2、生活福祉課資料6ページをご参照いただきたいと思います。

います。

次のページです。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に4万円を追加し、1億4,596万2千円とするものであります。内容は28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金として追加するものであります。

次に11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に70万円を追加し、374万5千円とするものです。内容は3月の豪雨災害にかかる査定箇所の伐開経費等として、7節賃金、14節使用料及び賃借料に合わせて70万円を追加するものであります。

次に歳入を説明致しますので、3ページをお開きいただきたいと思っております。9款1項1目地方交付税に1,272万3千円を追加し、19億2,621万8千円とするものです。内容は今回の歳出補正に伴う財源調整として補正するものであります。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に56万9千円を追加し、1億1,483万4千円とするものです。内容は介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金として追加するものであります。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に28万4千円を追加し、8,177万4千円とするものです。内容は同じく介護保険低所得者保険料軽減道負担金として追加するものであります。

次に19款諸収入、5項1目雑入に250万円を追加し、1,808万9千円とするものであります。内容は、交付決定を受けたことから自治総合センターコミュニティ助成金として追加をするものであります。以上で説明を終わりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第6号、『平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第6号、平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明します。4ページをお開きください。2款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等給付費に補正額はありますが、補正額の財源内訳の組み替えによるものです。

引き続き、歳出を説明致します。2ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に113万8千円を減額し、9,242万5千円とするものです。現年度分保険料113万8千円を減額するものです。

次のページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金に113万8千円を追加し、113万8千円とするものです。低所得者保険料軽減繰入れとして113万8千円を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、29年の4月に要するに1,400億円の消費税10%のその間に段階的に3段階に分けて今回施行するということなんですけれども、その第1段階の0.45から0.3%の段階なのか、それとも、1、2、3を年度内にやるということなのか、その辺お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。民生課資料の6ページをちょっとお開きください。今回の改正は、先ほども言いましたとおり、10%の消費税延期によりまして、平成27年度4月には先ほど言いましたとおり、28年までは0.5から0.45になります。この矢印の②、平成29年4月からは、消費税10%になる予定ですので、19%に引き上げた場合ですね、この第1段階を0.45から0.3、第2段階を現行の0.75から0.5、第3段階、現行0.75から0.7ということで、この3つの分については、平成29年4月から実施するということになりますので、今の議決したものについては、28年度まで第1段階だけのみやるということでご理解願ひしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ということになれば、今は0.5から0.45の第1段階、第2段階は、28年度ということでもいいですか。28年度に第2段階、そして、29年度4月まで、違うの、その辺お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。もう一度お願いします。表の②を29年の4月からは、第2段階、第3段階の部分を0.75から0.5、第3段階も0.75から0.7となりますので、この第2段階、第3段階の部分については、3月の議会で議決もらいましたとおり、そのまま28年の3月までいきます。ですから、今の言っているのは、第1段階のみだけ27年度、28年度の軽減ということでご理解願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第7号、『平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第7号、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,236万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により、起こす

ことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

歳出からご説明致します。8ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費に920万円を追加して、6,023万7千円とするものです。これは13節委託料で知内町クリーンセンター電気設備更新工事として920万円の追加でございますが、内容につきましては、説明資料でご説明致します。

説明資料見だし3の2ページをお開きください。今回の更新工事は、平成12年度末から供用開始しています知内町クリーンセンターの電気設備のうち、監視制御にかかる部分で、国土交通省が示している標準の耐用年数が10年のものが主なものとなっております。工事の実施は、日本下水道事業団に委託を予定しております。また、工事は2か年を要しまして、全体事業費が7,400万円。平成27年度分で920万円、平成28年度分で6,480万円の出来高を見込んでございます。そのため、本議案で債務負担行為の設定を提案させていただいております。

議案に戻っていただきまして、歳入をご説明させていただきます。5ページをお開きください。歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金として506万円を追加して、506万円でございます。

次のページ、6ページでございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に4万円を追加して、1億1,672万円とするものです。

次に7ページでございます。6款町債、1項町債、1目下水道事業債に410万円を追加して、410万円でございます。

次に3ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託として、平成27年度、平成28年度2か年で、7,400万円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に4ページ、第3表地方債でございます。下水道事業債限度額410万円とするものです。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりでございますので、よろしくお願い致します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

一括質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

説明資料の2ページで、今年と来年ということ、今年は大体設計が主な部分で、来年が実施工事だと思えるんですけども、この辺について、シーケンスコントローラーという部分が、これがどのような内容のものなのか、それから、これは下水道でどのような重要な設備なのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

それから、今回課長の説明で、電気関係は約10年の耐用年数だということをお伺いしたんですけども、そのほかにですね、この耐用年数というものが下水道の場合、どのような形の部分があるのか、ないのか、もしあるようなら、どのようなものがあるのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

シーケンスコントローラーというのはですね、今の下水道の設備の中ではほとんど

が情報処理、コンピュータで動いております。その一番重要な部分でございまして、この部分ですべての全体を監視しながら、各機器を動かすという、いわゆる頭脳の部分でございます。ですから、今回、シーケンスコントローラーの設計と工場制作ということで、920万円でございますが、7,400万円のうちですね、ほとんどの金額、これがシーケンスコントローラーの部分の費用になってございます。そして、今回、主なもの10年の耐用年数の機器ということなんですけれども、電気機器によりましては、15年だとか、大体長くても15年程度かなと思っております。そして、機械、ほかの機械に関しましては、機械部分も当町の下水道終末処理場にはかなり入っておりますが、機械に関しましては、標準耐用年数20年だとか、22年だとか、ですから、電気がやはり一番短いもの、土木に関しては、60年だとか、そのぐらいの標準耐用年数の設定になっておりますので、今回の電気の設備更新工事が一番早い着手、そのあと、機械がこのあと、数年後に計画立案になっていくのかなというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ほとんどこれ電気周りだということであつたんですけれども、私も広域の方で議会やっていたものなんですけれども、千軒のセンターですね、あそこ今回、雷落ちて重要なところが小さいものだったんですけれども、雷が入って重要なソフトですか、基盤ですか、基盤が現物見てきたんですけれども、金額聞いて300万円だとか、400万円、すごい大きな金額な部分ですけれども、このクリーンセンターの分ですね、そういう雷に対する対策というものを特段とっていないんですか、それとも、ある程度きちんと取っているのか、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

知内町クリーンセンターにおきましては、雷対策というものは、十分うちの水道施設もそうなんですけれども、町内の電気関係に関する施設に関しては、雷対策はとっております。具体的に申し上げますと、クリーンセンター、まず、避雷針、これは雷を誘導するものなんですけれども、避雷針で近くの雷を誘導して、地面に逃すと。それから、あといろいろなところから雷、いわゆる電流が入ってきますけれども、これは入り口のところでそれを拾って外に逃がすというような仕組みになっております。また、マンホールポンプ、町内、中ノ川から涌元まで23箇所マンホールポンプありますが、これも電気の制御しております。これについても、雷対策で、雷の電流が入ってきたときには、そのまま機器を通さないで外に逃がすというような対策をとっております。しかし、数年前に浄水場でも被害がありましたが、なかなかこの雷対策はとっているといたしながらも、万全ではないというところは、私ども承知しておりますので、その辺については、また保険で対応というふうな備えもしているのが現実でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今回、コンピュータ監視頭脳ということでありまして、頭の取替えというこ

となんでしょうけれども、これが経年劣化や機能低下の対策としてやるんだと。ただ、寿命とすれば、一応10年、耐用年数とすれば10年みているんだけど、およそ15年くらいは課長の話であれば大丈夫なのかなという、それを目途にして対応してきたということで、今回、替えるということなんですけれども、今度はその耐用年数10年でいくのか、それとも、あくまでも15年目安にしていくのか、それとも、何かの突発的故障等、頻繁にするようであれば、その都度、10年なり15年の間で対応するのか、その辺、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

例えば機械であればですね、故障してから対応ということが十分可能なので、機械の更新にあたっては、修理費が増大してきたら対応を考えなければならないという考え方も1つございます。電気に関しましては、点検してもなかなかわからない部分がございます、これは耐用年数のおよそ1.5倍目安に考えているところでありまして、あともう1つは、部品の供給、メーカーがどの程度まで保証するかということも視野に入れながら、更新計画を立てているところでございます。今回のこのシーケンスコントローラーにつきましては、メーカーでも製造はしておりません。それで、まだあと2、3年は部品等あるようですので、その間に交換してしまわないと、壊れてしまつてはもう手も足も出ないというところでございますので、電気に関しましては、メーカーの保証期間とあと標準の耐用年数と見比べながら、機械的な年数で交換、更新をしていくことしかないのかなというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今回、国の支援が5割から6割の間で入るということで、幾分財政的には楽なんでしょうけれども、ただ、その頭脳ということで、ましてそういう寿命が10年ということで、それを今27年ですから丸15年使ったということなんですよね、だから、その5年間の間に事故等で迷惑を掛けるよりは、そういう耐用年数あるのであれば、もし耐用年数であれば、10年でやるのが適切なのかなという、要するに故障が起きて、いろいろな被害が波及するよりは、耐用年数である程度、こういうのはきっちり変えていった方が得策なのかなという気はするんですけれども、その辺、その都度、故障をみながらということなんですけれども、まして部品が15年以上になればそれなりになくなってくる可能性があるということで、それまでは何とか使いたいという思いはわかるんですけれども、ただ、大事な頭脳ということになれば、耐用年数10年である程度、次は更新は早くした方がいいのかなという気はするんですけれども、その辺の対応の考え方、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

先ほども申し上げましたように、電気に関しては、その耐用年数をみながら壊れる前に更新するというような方針であります。それで、補助金をいただいでる更新工事でございます、国土交通省の目安と致しましては、標準耐用年数のおよそ1.5倍くらいは使えるだろう、使ってくださいというようなところなんです。ですから、メーカ

一におきましても、それくらいの期間につきましては、部品を確保しているようでございますので、その標準耐用年数、それと機器の重要度、それからメーカーの保証の期間、その3つを見比べながらですね、早めの計画を立てていきたいというふうに考えます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第8号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第8号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町税条例等の一部を改正する条例。

第1条、知内町税条例（昭和47年条例第15号）の一部を次のように改正する。

それと、この議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページの10行目、第2条、知内町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

なお、説明につきましては、資料で行いますので、総務企画課資料の7ページをお開きいただきたいと思います。見だしナンバー1、総務企画課資料の7ページです。今回の改正につきましては、平成27年3月31日交付の地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び所得税法の一部を改正する法律に伴う改正であります。

主な内容につきましては、まず、個人住民税に関するものですが、1点目と致しまして、住宅借入金等の特別税額控除の適用期間の延長であります。個人住民税から控除する期間が居住年平成29年から31年に2年延長するものであります。法の施行期日は、平成27年4月1日であります。

2点目と致しまして、寄附金控除額にかかる申告の特例であります。ふるさと納税の寄附者が寄附先の自治体へ申請を行うことによりまして、居住先に新たに申請する

ことなく、個人住民税の控除を受けることができる制度が新たに創設されたものであります。それに伴う改正であります。ただし、確定申告を行う必要がない方が必要であります。この法の施行期日も平成27年4月1日であります。

次に固定資産税に関するものでありまして、1点目がわがまち特例に伴い、新たにそこに記載しております3つの施設等がわがまち特例の対象になったことから、それぞれ軽減割合を定めるものであります。これにつきましても、法の施行期日は、平成27年4月1日となっております。

固定資産税の2点目が平成27年度評価替えに伴いまして、土地の負担調整措置を3年間延長する改正であります。適用年度は平成27年から29年まで、3年間の延長であります。施行期日は、平成27年4月1日であります。

次が軽自動車税に関する改正であります。環境性能を有する四輪車といわゆる電気自動車等につきまして、税率の特例を規定するものであります。ただし、平成28年度の課税のみであります。税率の特例が規定されました。法の施行期日は、平成27年4月1日であります。例で言いますと、電気自動車であれば、現在の税率から約7割程度軽減になるというものであります。

次はたばこ税に関するものであります。エコー、わかば、しんせいなど、旧3級品と言われておりますたばこ税、これの特例税率が平成28年から平成31年までの4段階で廃止をするというものです。この法の施行期日は、平成28年4月1日ということになってございます。

最後が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、マイナンバー制度の関係であります。この改正に伴いまして、個人番号、または、法人番号等の規定をそれぞれ整備するものであります。この法の施行期日につきましては、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日ということになってございます。

それでは、議案の8ページをお開き、戻っていただきたいと思っております。議案の8ページは、条例改正の附則であります。

第1条、施行期日、この条例は、交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということになってございます。

また、中段にございますが、第2条以降につきましては、それぞれ経過措置について定めておりますので、よろしくお願いを致したいと思っております。以上で説明を終わりますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第9号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第9号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

この条例については、説明資料見だし2の生活福祉課説明資料1ページで概要を説明致しますので、1ページをお開きください。

知内町国民健康保険税条例の一部改正案の概要について、ご説明致します。

平成27年3月31日交付の地方税法等の一部改正する法律に伴う改正です。

1つ目としまして、課税額、限度額の引上げでございます。基礎課税額にかかる課税限度額を現行51万円を52万円に引き上げます。それから、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を現行16万円から17万円に引き上げる。介護納付金にかかる課税限度額を現行14万円から16万円に引き上げる。施行期日と致しまして、平成27年4月1日施行日です。

2番目としまして、減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の変更でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行24万5千円を26万円に引き上げます。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定、所得の算定については、被保険者の数に乗すべき金額を現行45万円から47万円に引き上げます。なお、施行日としまして、平成27年4月1日から施行します。

2ページから5ページまでは、知内町国民健康保険税条例新旧対照表があります。ご参照願いたいと思います。

それでは、議案に戻りまして、議案の次のページをお開きください。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例、昭和34年条例第16号の一部を次のように改正する。

附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の知内町国民健康保険税の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成27年第2回知内町議会臨時会を閉会します。

どうも大変ご苦労様でした。

(閉会 午前10時31分)